

日進市小中学校ホームページ運用規程

1 日進市小中学校ホームページ開設の目的

- (1) 保護者および地域に向けて学校の取り組みを発信することで、「開かれた学校運営」の一助とする。
- (2) 学校の取り組みを公開する中で意見を収集し、その後の取り組みに役立てる。
- (3) 児童・生徒の情報教育の一環としてホームページ制作に関わらせることにより、情報を活用する能力や情報社会に参画する態度を育成する。

2 児童・生徒の個人情報及び著作権の取り扱い

児童・生徒の個人情報及び著作権の取り扱いについては、「日進市個人情報保護条例」及び「日進市小中学校情報セキュリティポリシー」の規定に基づき、発信にかかる当該関係者が個人情報及び著作権の保護に努め、以下の内容を原則とする。

(1) 個人情報の保護について

- ・児童・生徒の氏名、住所、電話番号、生年月日等は、原則公開しない。
- ・児童・生徒が特定できるような個人写真（氏名及び顔が鮮明に写っているもの）は、掲載しない。ただし、教育上必要がある場合には、保護者の同意を得た上で掲載することができる。
- ・その他、児童・生徒のプライバシーの侵害のおそれがあるものは公開しない。

(2) 児童生徒の著作権について

- ・児童生徒の作文や作品等について、その著作権は児童生徒に属するものとし、児童生徒及び保護者の同意を得た上で掲載することができる。

3 発信内容の訂正及び削除

- (1) 児童・生徒もしくは保護者から発信内容の訂正や削除の要請があった場合は、速やかに要請に応じる。
- (2) 教育委員会やその他の組織や団体、または個人から発信内容について指摘を受けた場合、速やかに適切な処置をとる。

4 ホームページの内容について

(1) ホームページの内容はホームページ開設の目的を達成するため次の各号に定めるものを基本とする。

① 学校紹介

- ・ 学校名、所在地、電話番号、FAX 番号、アクセス等

② 行事予定

- ・ 年間、月間予定等

③ 学校だより

- ・ 学校通信、学年通信等

④ 学校からの文書

- ・ 緊急時の登下校、出席停止時の対応等

※ ①～④以外は各学校の裁量により作成する。

5 児童・生徒への指導の配慮

(1) 教員は、人権尊重、個人情報の保護、著作権等に配慮し、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童・生徒の情報モラルの育成を図る。

(2) 教員は、インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を行う。

6 ホームページの運用体制

(1) ホームページを運営するにあたり、校長を管理責任者とし、ホームページ担当者を中心に学校全体で取り組むものとする。

(2) ホームページにより情報を発信する場合には、校長が適切な発信内容であることを承認しなければならない。

7 著作権

(1) ホームページから情報発信される媒体の著作権に関しては、全て学校が有するものとする。また、児童・生徒の著作権についても十分に配慮する。

8 ホームページ利用等に関する条件

- (1) 以下に掲げる内容について対象のサイト及び複製者に対しては、原則メールアドレス等の連絡先の提出を求めるものとする。
 - ・ ホームページの掲載場所およびリンクについては原則公的機関のサイト及び管理責任者が認めたサイトとする。
 - ・ ホームページを第三者がリンク等で利用する場合、利用の目的が教育的な場合は原則自由とする。
 - ・ ホームページの複製利用についても同様とする。ただし、この場合は、教育上の支障の有無を考慮して認めるものとする。

9 諸法規・モラルの遵守

- (1) 公開する情報は、著作権法、その他各種法令に違反しないものを掲載する。
- (2) ホームページには、本運用規程を掲載し、情報発信がこの規程に基づいたものであることを明記する。
- (3) 受信した情報の利用については著作権法等の法律を遵守し、適切な利用を心がける。

10 その他

- (1) 発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に考慮しなければならない。
- (2) 非合法的な情報や公序良俗に反する情報等の送受信をしてはならない。
- (3) 教育ネットワークに接続したパソコン等の機器、公共のネットワーク、あるいはインターネット等に支障を与えるもの、または支障を与える恐れがある行為をしてはならない。
- (4) 個人・団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信してはならない。
- (5) 法令に違反する行為、または違反する恐れがある行為をしてはならない。
- (6) この規程に定めるもののほか、必要な事項は、各校校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。